

# 令和6年度「救急救命の高度化の推進に関する調査研究事業」と「救急に関する調査研究事業」の応募要領と研究の流れ(参考)

※ 両事業共通

○過去における当研究事業に申請のあった団体(特に消防機関)の構成要件を5パターンに分け、それぞれの時期における活動内容を記載しています。

○本表は、当研究事業の申請に際し、団体単独及び複数の団体から構成する任意団体の立ち上げまでの要領、また財務処理について簡潔に記したものです。

○団体立ち上げ、又は申請に際しては所属の財務(経理)担当者と事前に調整を語り齟齬が生じないようお願いいたします。

		令和5年度当初	予算要求時	公募開始～公募締め切り	令和5年度末	令和6年度
I	A消防本部	研究計画の検討	条件付きで次年度予算を要求 (研究団体として採用され歳入 [助成金等]があった場合執行)	委託・助成申請 申請団体名称は「A消防本部」	「採択」結果通知	事業執行 (財務執行管理は消防本部(局)財政担当が実施)
II	B消防本部			委託・助成申請 申請団体名称は「B消防本部」	「採択」結果通知	事業執行 ・当初予算編成はなし ・市財政部局に事業執行を連絡 →局内予算で事業を執行 ・財務執行管理は消防本部(局)財政担当が実施 ・予算補正の時期に予算編成を行う
III	消防本部(複数可)により任意団体を立ち上げる場合			委託・助成申請 申請団体名称は「主たる消防本部名」	「採択」結果通知	任意団体を立ち上げ ・団体の設置要綱を参画する消防本部において決裁を受け策定 ・事業変更申請(団体名称変更)を財団へ提出 ※1  事業執行 ・予算執行は、任意団体の責任において執行
IV	消防本部と医療機関(MC等)が協働し任意団体を立ち上げる場合			団体立ち上げ(消防本部+医療機関)  委託・助成申請 申請団体名称は任意団体若しくは医療機関名	「採択」結果通知	事業執行準備 ・必要に応じ団体の設置要綱、規約を策定 ・参画する消防本部にて団体結成の承認  事業執行 ・予算執行は、任意団体若しくは医療機関の責任において実施
V	医療機関単独及び公益を目的とする団体			委託・助成申請 申請団体名称は医療機関単独 →医療機関名(又は任意団体名) 任意団体立ち上げた場合 →任意団体名	「採択」結果通知	事業執行 ・予算執行は、医療機関担当者、又は任意団体の責任において実施

※ 申請団体名、代表者及び研究内容等に変更が生じた場合、事業変更申請が必要となります。救急振興財団への報告をお願いいたします。